

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 おたちゅう長岡店
所在地 長岡市喜多町字鑑潟391-1
設置者 株式会社ビィブリッジ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) 山下の家具長岡店
(変更後) おたちゅう長岡店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社山下の家具 代表取締役 山下勝三 新潟市中央区古町通5番町615番地
(変更後) 株式会社ビィブリッジ 代表取締役 橋本昌治 東京都江東区亀戸6-41-5
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ビィブリッジ 代表取締役 大橋慎一 東京都江東区亀戸6-41-5-1605
(変更後) 株式会社ビィブリッジ 代表取締役 橋本昌治 東京都江東区亀戸6-41-5
- 3 変更年月日
 - (1) 令和5年11月28日
 - (2) 令和5年11月28日
 - (3) 平成30年10月30日
- 4 変更の理由
 - (1) 店舗の名称が変更したため
 - (2) 建物売買契約を締結したため
 - (3) 小売業者の代表者、住所が変更したため
- 5 届出年月日
令和5年12月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年1月16日から令和6年5月16日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp